I 本年度の基本的な方針

本校では、「教育的に不利な環境のもとにある子ども」の自己実現を、すべての教育活動の核に据えているが、「教育的に不利な環境のもとにある子ども」を以下のようにとらえている。

「教育的に不利な環境のもとにある子ども」

家庭の環境や経済状況、社会的事情から生じる偏見・差別等により、心身とともに、健康に育つための環境が整っていない中、日々の生活を送っている子どものことであり、そのために、病気、発達の遅れ、自尊感情・意欲の減退、学力不振、問題行動、社会的孤立、学習・進学機会の喪失といった課題をもたされている子ども

このことを本校の子どもに照らし合わせて考えた場合、重なる子どもたちの姿が見られる。

私たちには、まず、気になる子どもの姿の背景に、家庭の環境や経済状況、社会的事情から生じる偏見・差別等、「社会的に不利な状況」がないかを見極めることが求められる。

上記の子どもたちの背景には、そうした「社会的な不利な状況」があり、そのために、様々な気になる姿と して表れていると認識している。しかし、こうした状況にありながらも、子どもたちの多くは、授業や活動か ら逃避することなく、与えられた課題はやらなくてはいけないと思いをもち学校生活を送っている。

こうした子どもたちの多くに共通しているのが、友だち関係において、自分の弱さを見せることができず、 自分を強く見せようとするところがあり、また、自分の弱さに触れられそうになると、衝動的に強く見せよう とする態度をとることも共通しているととらえている。

例えば、学習においてしんどさをもっていても、その「弱さ」を見せることができないために、その「弱さ」 と向き合い、自らその解決のために動こうとすることができずにいたり、あるいは、できているようにふるまっている子どもがいたりする。しかし、一方では、ほめてもらいたいという欲求も強いため、自分だけを見て ほめてもらえるよう大人を独占したがる傾向も見られる。

別の場面では、勝負ごとで負けそうになったり、友だちともめたりした場面では、相手の非を指摘したり、 相手のせいにしたり、また、暴言や暴力といった方法で、自分を守ろうとしたりする子どもが多く見られる。

こうした姿の背景には、「間違えたらどうしよう」「失敗したら笑われる」「勝手にしたらしかられる」といった「自信のなさ」「不安」があるととらえている。また、自分の思いを言葉で表現することを苦手としていることもあるととらえている。そして、そうした「自信のなさ」「不安」を隠そうと、友だちに合わせることで多数派にいようとしたり、虚勢を張ったり、あるいは、大人の顔色をうかがいながら行動したりといったことに躍起になっている子どもたちの姿が見られる。しかし、そうした「自信のなさ」「不安」は、「見てほしい」「認められたい」という強い欲求の裏返しでもあるととらえている。

そこで、本年度も、上記のような子どもたちを「視点児」とすることで、まずは、その子どもたちが安心できるなかまとの関係性を築くことを一つの指標とした取組を行っていく。具体的には、自分のくらしを綴ったり語ったりすることで、それぞれの子どもには、自分の背負っている状況を見つめさせるとともに、自分は、そのこととどのように向き合い、どのように生きていくかという将来への展望をもたせる取組を進めていく。それとともに、互いの思いやくらしを伝え合うことで、なかまがもっている不安や悩み、生きづらさを受け止め、さらに自分のくらしの事実を重ね返していく取組を積み上げていかせる。そのためにも、様々な教育活動において、「書く」「綴る」機会を設定し、自分の考えや思いをまとめたり、自分のくらしを綴ったりする力を培っていく。

また、そうした取組とともに、昨年度に引き続き、「自ら考え、判断し、行動する」といった、何事に対しても、受け身ではなく、主体的に関わっていこうとする態度の育成をめざしていく。そのためには、子ども自身

が、「責任を持って選択・決定し、実行する」という経験を大切にしたり、「人の役に立てた」という自信や「人から必要とされている」という喜びを共感し合えたりする取組を進めることで、子ども自身の自尊感情を高めていく。ただし、そこでは、「失敗体験から学ぶ」ことが大切であると考え、「再チャレンジする機会」を含めた一連の取組として進めていくようにする。

こうした取組を積み上げていくことで、「一人一人のちがいを認め合い、思いを出し合える学級づくり」を基盤とした「ともに学び、高まり合おう」とする集団をつくっていくことを大切にした学校づくりをめざしていきたいと考えている。

2 経営基本方針(めざす学校像)

生命及び人権の尊重を基調に、児童一人ひとりの良さを生かし、人と人とのつながりと主体的な学びを大切にして、「わかる授業、楽しい学校」の実現をはかる。

- (1) 豊かな学びの場を創造することによって、子どもたちが自らの可能性や良さを自覚し、向上心を持って 意欲的に取り組む態度を育成する。
- (2) 互いの違いを認め合う関係性を基盤に据えた「ともに高まり合おう」とする集団づくりに務める。
- (3) 教職員が専門職としての自覚を持って、自ら研修に励み、意欲的に実践すると共に、互いに協働して教育活動を推進する。
- (4) 保護者や地域と連携し、地域の教育力を有効に活用しながら協働できる「開かれた学校」づくりに努める。

3 教育目標

「知と愛を大切に、共に輝く壬生野の子」の育成

*「知」·・確かな学力、意欲をもって取り組む力 「愛」·・ 自分もなかまも大切にする心 「共に輝く」·・ 夢や希望をもち、豊かに表現する力

4 めざす姿

- [めざす子ども像]
 - ○自ら考え、判断し、動くことができる子ども
 - ○意欲を持って自ら学び続けようとする子ども
 - ○「自分が好き、自信がある」と言えるとともに、自分もなかまも大切にし、なかまとつながっていこう とする子ども
 - ○夢を持って、ねばり強く取り組もうとする子ども

[めざす教職員像]

○鋭い人権感覚をもち、子どもとともに成長する教職員

- ・子どもの生活背景を知り、子どもや保護者の思いを理解するように努力するとともに、教育課題の把握に努める。
- ・いじめは絶対に許されないという認識のもと、子どもの変化を見逃さず、いじめ防止・早期発見・解 決を心がける。
- ・職員間の報告・連絡・相談を大切にし、課題の共有や指導の連携に心がける。
- ○教育愛に燃え、愛情深く子どもを見守る教職員
 - ・常に「子どもに愛情をもって育てる」という視点で一人ひとりの子どもと向き合う。
- ○常に課題を持ち、問題解決に意欲を燃やす教職員
 - ・指導に関わる多方面の情報をつかみ、活かす努力をする。
 - ・「分かる授業」の実現のため、常に研修・研鑽に励み、授業力の向上に努める。

○家庭・地域・教職員との連携に努め、優しさと厳しさを兼ね備えた信頼される教職員

- ・情報共有を心がけ、課題を一人で抱え込まず、組織で解決する発想と行動力をもつ。
- ・家庭訪問等を実施し、保護者との連携に心がける。
- ・教育公務員として、その職責を自覚する。

○心身ともに健康な教職員

- ・心身の健康を維持するため、勤務形態を工夫し、総勤務時間縮減に取り組む。
- 5 **本年度の重点とする取組** ※()内は、昨年度2学期末の数値
- ①勉強が楽しいと思える取組を進める。
 - ○「考えることが楽しい」と実感できている子ども 肯定的意見 目標90% (児童89%)
 - ○家庭で決められた時間以上に学習している子ども 肯定的意見 目標80%(児童76% 保護者57%)
 - ○学校で本を読む機会が増えたと実感している子ども 肯定的意見 目標90% 【新規】
- ②自己肯定感を高める取組を進める。
 - ○「自分が好き、自信がある」と言える子ども 肯定的意見 目標80% (児童68%)
 - ○自分の思いを言葉や文字で伝えることができるようになってきたと実感できる子ども

肯定的意見 目標85% (児童74%)

- ③外国にルーツをもつ子どもやきぼう学級に在籍する子どもとともに育つなかまづくりの取組を進める。
 - ○生活を綴る取組やともに活動することを通して、「これまで知らなかった友だちのことがわかるようになった」と実感できている子ども 肯定的意見 目標 90% (児童88%)
- ④「自ら考え、判断し、行動する」取組を進める。
 - ○学級での係や会社活動、また委員会活動を進んでできた子ども 肯定的意見 目標90% (児童87%)
 - ○時刻に間に合うように、次にやるべきことに取り掛かることができた子ども

肯定的意見 目標90% 【新規】

6 努力目標及び本年度の強化策(〇印斜体の項目)

- (1) 学力の向上
 - ①一人ひとりのよさや可能性を見出し、学び合う授業づくりを進める。
 - ②学習意欲を高め、基礎的・基本的な学習内容を定着させる。
 - ③家庭学習の方法を指導し、家庭での学習習慣を身につけさせる。
 - ○「家庭学習強化週間」を学期に | 回設定し、その際には、自らの生活のあり方を子ども自身が見つめ 直す学習の場を設定する。
 - ④読書習慣を身につけさせ、家庭等での読書の定着を図る。
 - **○お勧めの本を読み会う機会をもつ。【学級・委員会】**
 - ○「ビー玉貯金」のような学級全体で読書をする雰囲気づくりに努める。
 - ○5・6年生を中心に、子ども新聞を活用した取組を進める
 - ・朝の学習哉授業での新聞記事の活用
 - ・給食時等での新聞記事の紹介
 - 〇「いがまち図書館」を訪問し、上野図書館の方から読書の意義などについての話を聞かせてもらう。
 - 〇図書整理ボランティアによる図書室の環境整備を進める。
 - ⑤教職員の授業力の向上を図り、「学ぶ楽しさ・教える楽しさ」を実感する。
 - ⑥外国語に興味を持ち、英語での会話を愉しいと思える機会をもつ。
 - 〇霊峰中学校の英語の先生やJTEと連携し、英語の基礎的な内容を身につけさせる。
 - 〇外国の方との交流の機会をもつ。
 - ⑦新学習指導要領の理念を踏まえ、新しい授業のあり方を理解し教師の授業実践力を高める。
 - ⑧ICT を活用し子どもたち一人ひとりを育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
 - **○授業において、積極的に「ロイロノート」を活用する場を設ける。**
 - **○定期的に、タブレットについて研修する機会を設ける。**
 - ⑨学校や教室の教育環境を整える。
 - 〇学校支援地域本部やまちづくり協議会と連携し、学校の教育環境美化に努める。

(2) 人権・同和教育の推進

- ①子どもの自尊感情を高め、進んで学ぼうとする集団をつくる。
 - ・子ども自身が、「責任を持って選択・決定し実行する」という経験を大切にしたり、「人の役に立てた」という自信や「人から必要とされている」という喜びを共感し合えたりする取組を進める。
- ②多様な子どもたち(特別な支援が必要な子ども、外国につながりのある子ども、教育的に不利な環境にある子ども)が、対話や協働を通して、ともに学ぶ中で、誰もが居心地のよい学校・学級・集団づくりを進める。
- ③日記や一枚文集の交流を通して、それぞれの暮らしや思いを共有し、なかまづくりを進める。
 - ○最低一人 / 回は発行する:月3号のペースで30号以上の発行は可能
 - **○互いの綴り方を読み合う研修の機会をもつ。**
- ④子どもにつけたい力を明確にした人権教育カリキュラムを作成することを通して、子どもたちの発達段階 に応じた人権・部落問題学習を進める。
- ⑤人権・同和教育について、保護者や地域住民の啓発を進める。

(3)特別支援教育の推進

- ①「ともに学び、ともに育つ」集団づくりを進める。
- ②特別な支援が必要な子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及 び必要な支援を行う。
- ③保護者の思いや願いを受け止め、医療・福祉・教育等関係機関との連携を図りながら支援の充実に努める。

(4) 福祉教育の推進

- ①「手話」への関心を高める。
 - 〇音楽の時間等に、手話を用いた曲を取り上げる。 | 学年 | 曲以上
- ②福祉体験教室を行う。
 - 〇社会福祉協議会や民生児童委員等と連携した「福祉体験教室」を開催する。【4 年生】 手話体験、車いす体験、ユニバーサルデザイン体験 他

(5) 心に響く道徳教育の推進

①道徳的諸価値を培う読み物教材や人との出合いの中で、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自 己の生き方についての考えを深める学習を行う。

(6) 国際理解教育を推進

- ①外国につながりのある児童の自尊感情を高める。
- ②「学習するための言語能力」を取得する機会を保障することで、学力・進路を保障する取組を進める。
- ③外国につながりのある児童や保護者、あるいは地域に暮らす外国の方からの聞き取りや体験・交流学習を通じて、互いの言語、文化、生活習慣等の違いを認め合う子どもを育て、多文化共生社会をともに築こうとする子どもを育てる。
 - 〇外国につながりのある保護者から、言語や文化、生活習慣等を知る機会をもつ。
 - O保護者あるいは伊賀市に在住している外国の方から、日本におけるくらしの実態について話をきかせ てもらう。【5・6年】
 - ○教育センターに登録されているボランティアティーチャーを招いて、英語に親しんだり、海外における様々な問題について考えたりする機会を持つ。
- ④外国につながりのある保護者と他の保護者をつなぐ取組を進める。

(7) キャリア教育の推進

- ①住みよい地域づくりのために活躍されている人との出合いを通して、その人の生き方に学び、自分の将来 に夢や希望を持つことができるようにする。
- ②発達段階に応じた勤労観・職業観を育て、将来の夢や目標に向かって努力する態度を養う。
- ③将来を見通す中で、しっかり聴く、進んで挨拶や返事をする、時間を守る、時と場に応じた言葉づかいを する、など基本的な生活習慣を身に付けさせる。

- (8) 健康・安全・体づくりの推進
 - ①学校や家庭において、身体を動かす機会を積極的に持つようにする。
 - ②健康カードや生活チェックシートを活用し、家庭と連携した望ましい生活習慣づくりを進める。
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進める。
 - ・ゲームやタブレット等に費やしている時間を、他の活動に置き換えていく取組を進めるとともに、 2 | 時以降は、居間でタブレットを管理するよう、保護者とともに取組を進める。
 - ③健康に関心を持ち、いのちを大切にする教育を進める。
 - ④安全・安心の確保に向けて、教職員の危機管理意識の向上を図る。
 - 〇教職員による組織的な不審者対応訓練を実施する。
 - ⑤危機的状況で身を守るため、考え行動する力を育てる防災・防犯教育を進める。

(9) 食育の推進

- ①栄養教諭と連携した食育を進める。
 - 〇いがっこ給食センター元気の見学【3年生】
 - 〇給食試食会の実施:栄養教諭から話をしてもらう。
- (10) 開かれた学校づくり
 - ①保護者や地域へ子どもたちの姿を積極的に情報発信し、学校との信頼関係を深める。 (「壬生野小だより・学級通信」「ホームページ」等)
 - ②年間2回、学校評価アンケートを実施して、その結果を学校改善につなげる。
 - ③家庭・地域の教育力を活用し、教育活動を支援する体制を進める。 (ボランティアやゲストティーチャーによる支援)
 - ④保育園・いがまち小・中学校・あけぼの学園高等学校・伊賀白鳳高等学校及び関係機関等との連携を進める。
- (11) 健康で積極的に取り組む職員集団づくり
 - ①「伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー」にそって、個々の教職員が重点目標を定め、目標の達成に向けて努力する。
 - ②時間外在校等時間の上限を月45時間とし、年360時間を超える時間外労働者「0」を目指す。 【月45時間を超える時間外労働者の延べ人数 0人】

【定時に退校できた職員の割合 IOO%】

- ・退勤予定時刻を「見える化」することで、退勤しやすい職場環境づくりに努める。
- ・月平均の超過勤務時間は30時間以内とするが、月20時間以内を目標とする。

そのため、出勤時刻と退勤時刻を電子機器による記録化するとともに、19時までには退勤する。

※完全施錠 20:00

水曜日は 定時退校日なので、18時30分※までとする。

※電話対応時間 7:45~18:30

- ・勤務時間管理表をもとに、その月の20日前後で、月30時間を超えることが予想される職員には、 20日前後に面談を行う。
- ・年360時間を超える教職員が出ないように、管理職で勤務時間の管理を行うとともに、放課後の業務内容を調査し、その軽減のための方策をはかる。
- ③適切な勤務時間実現に向けて、会議の時間設定を事前に行い、終了時刻を明確にするとともに、職員会や 校内研修会は60分以内で終了する。 【60分以内に終了した会議の割合 80%】
 - ・会議等の資料はペーパーレス化し、前日の | 7時までにサーバーに入れ、60分以内で終わるよう事前に意見をまとめておくとともに、事項書にも設定時間を記載する。
- ④ワーク・ライフバランスを意識し、生活と仕事を調和させるため、積極的に休暇を取得

することで得られる相乗効果・好循環により、仕事に対する意欲をさらに高める。また、教職員が互いに補いあえる体制づくりや雰囲気づくりに努める。 【年間 | 5 日以上休暇を取得 | | 0 0 % 】

・各学期始めに、各自が休暇取得計画を作成し、組織として、平日に計画的に休暇取得しやすい職場環 境をつくる。 ・定期的に健康診断を受けるとともに、自らの心や体の様子を常に正しく判断し、異常が感じられたら すぐに管理職に伝え、専門医にかかるようにする。

(12) 信頼される教職員集団づくり

- ①保護者や地域の方の意見に耳を傾け、学校改善に努める。
 - ・保護者からの意見には、まずはその保護者の思いを受け止め、学校としてできることを提案するよう にする。
 - ・学校運営協議会や学校支援地域本部との合同会議とともに、いじめ問題相談、主任児童委員、民生児 童委員と情報を共有する場を持つようにする。
 - ・まちづくり協議会の運営委員の一員として、運営委員会に参画するとともに、まちづくり協議会との 連携事業を企画することで、学校と地域との連携を深めていく。
- ②常に法令遵守の意識をともに高め合う教職員集団をめざします。
 - ・教職員の信用失墜行為につながる報道があった場合や、県からの通知があった場合には、その内容を 伝えるだけではなく、そうした行為に至った背景やそうした行為が及ぼす影響を教職員で考える中で、 自分事としてとらえられるように努める。
 - ・職員会議や校内研修の場を利用し、県教委から提供いただいたコンプライアンスにかかる資料をもと に教職員で研修する機会をもつ。
- ③風通しのよい職場環境づくりをめざします。
 - ・定期的な面談以外にも、教職員との対話を心がけ、教職員の心身の健康について把握するよう努めます。また、必要に応じて、カウンセラーとの面談の機会を設けたり、受診を進めたりして、教職員の 心身の健康維持に努めます。